

令和8年度若手社員によるえひめライフ魅力発信事業委託業務仕様書

1 委託事業名

令和8年度若手社員によるえひめライフ魅力発信事業

2 目的

若年層の県外流出が進行し、人口減少問題が喫緊の課題となる中、県内企業への若者の定着を促進させるため、県では「ひめボス宣言事業所認証制度」を通じて、県内企業の働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた取組みを支援してきたところ。しかしながら、学生や若年層は、「愛媛県内の企業には、やりがいを持ってキャリアを築ける機会が少ないのではないか」という漠然とした印象を抱いており、この印象が、若者が就職先を県外に求める大きな要因の一つであると考えられる。

本事業は、県内学生に県内企業でいきいきと働きながら挑戦・成長している若手社員の姿を“魅せる”場を提供するとともに、登壇者である若手社会人と学生が直接交流できる機会を設けることで、学生が県内企業への就職をより前向きに、そして魅力的な選択肢として捉えるきっかけを創出する。加えて、参加企業の若手社員同士が業種や企業の垣根を超えて横のつながりを深め、ネットワークを構築することで、モチベーション向上やビジネス機会の創出に繋げることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 イベントの開催概要

(1) イベント名称

ひめボスユースアワード（仮）

(2) 開催日時（予定）

令和8年11月27日（金）午後（詳細な時間は企画提案による。）

※設営、撤収はイベントの前後に行うこととする。

(3) 開催場所

松山モノリス（松山市湊町7-7-2）

※会場は県が仮予約済み。会場の本予約手続き、使用料の支払い、会場担当者との打合せ等、会場使用に係る一切の業務は受託者が実施することとし、経費は委託料に含めて見積もること。

(4) 開催目的

県内学生等を観覧者とし、若手社員が実際に挑戦し、成長しながらいきいきと働く姿を目の当たりにすることで、学生が県内企業への就職をより前向きに、そして魅力的な選択肢として捉えるきっかけを創出することを支援する。

また、出場や観覧する県内企業の若手社員にとっても、相互に刺激し合い、県内で働く

ことへのやりがいや魅力を感じ、自身の職場でのキャリア形成について前向きに考える機会となることを目指す。

(5) イベント内容

①ひめボスユースアワード（仮）

・ひめボス宣言事業所で働く若手社員がスピーカーとして登壇し、共通のテーマのもと、自身の「成長」や「経験」をもとにしたプレゼンテーションを行い、審査員の審査によりグランプリを決定するコンテストを実施する。

②交流会

・イベント終了後、同会場において、社会人と学生が直接交流できる場を提供する。
・参加企業の若手社員が業種や企業規模を超えて横のつながりを深め、ネットワークを構築する場を提供する。

(6) 参加対象者（出場者及び観覧者）

- ・出場者：ひめボス宣言事業所に勤務する若手職員（入社5年目以内かつ30歳未満）6者程度（事業所あたり各1名）
- ・観覧者：県内高校生、大学生、及び県内企業関係者

5 事業内容

本委託業務においては、主に以下の事業を実施すること。

(1) ひめボスユースアワードイベントの企画・運営

若手社員の「挑戦」をテーマとしたプレゼンテーションコンテスト「ひめボスユースアワード（仮）」の企画、準備、運営を行うこと。

①イベント運営

- ・令和8年11月27日（金）に松山モノリス（松山市湊町7-7-2）にて開催する。（会場は県が確保済み。）
- ・観覧者が「特別な体験」と感じられるよう、会場装飾・照明・音響・映像演出を駆使した魅力的な舞台演出を提案すること。
- ・観覧者は、県内高校生、大学生及び県内企業関係者を対象とする。

②出場者募集

- ・出場者募集は公募による募集とし、募集開始時期は、令和8年6月頃とする。
- ・出場者募集用チラシを制作し、データ（PDF・JPG等画像形式）で県に納品すること。なお、出場者への募集案内は県が実施するが、出場者のエントリーフォームの作成、申込み管理は受託者が行い、申込み状況は適宜県に報告すること。
- ・チラシには、イベントの趣旨や、出場者の対象（ひめボス宣言事業所に勤務する若手社員（入社5年目以内かつ30歳未満）、エントリー方法（各企業が出場者1名を選定のうえ、企業単位での申込み）、その他募集に必要な情報を掲載すること。

③審査体制

・審査員は、一次審査及び当日のプレゼンテーション審査を行う。ただし、一次審査は応募者多数の場合に限り実施することとし、一次審査を実施する場合、選考方法は県と

協議の上決定する。

- ・審査員は5名程度とする。若手社員の「挑戦」と「成長」、そしてそれを支える「企業のサポート体制」を多角的に評価できる、社会の第一線で活躍されている有識者や、県内経済・教育・産業界を代表する方々等によって構成することとし、複数の審査員候補者を提案すること。具体的には、県内外で企業経営、人材育成、メディア、地域活性化等の分野で高い見識を持つ方々、経済団体、県関係者を想定する。

- ・審査員は、受託後県と協議の上決定する。なお、各審査員の手配・謝金・旅費の支払いは受託者にて対応することとし、経費は委託料に含めて見積もること。

- ・プレゼンテーション審査は、プレゼンテーションの巧さだけでなく、発表内容の独自性・具体性、挑戦の困難さと克服、企業からのサポートの状況、そこから得られた成長など、多角的・総合的な観点から評価できる体制を整えること。

- ・プレゼンテーション審査は、当日観覧者による会場審査も実施できるよう体制を整えること。

なお、出場者が行うプレゼンテーションは、下記の内容を想定しているため、審査員候補者提案の参考とすること。

(参考)

- ・ひめボス宣言事業所に勤務する若手社員による「自身の仕事における挑戦」を主題としたプレゼンテーションを想定。

(プレゼン内容(例))

- ・困難なプロジェクトや新規事業など、挑戦した経験について。
- ・その挑戦を支えた企業の社風、上司・同僚のサポート体制、提供された柔軟な働き方や支援制度、社員の地域活動への参加支援など、企業のサポートに関する要素。
- ・挑戦を通じて得られたスキルやマインドの変化、個人的な成長、今後の展望。
- ・出場者(6名程度)によるプレゼンテーションとし、一人あたりの持ち時間10分、舞台転換・出場者紹介等5分での進行。

④観覧者募集

- ・本イベントの趣旨、目的等を踏まえ、学生・県内企業関係者合わせて100名の集客を目標とし、多数の集客を確保するための適切かつ効果的な広報戦略を企画提案すること。特に、学生に対しては、50名以上の集客が見込まれる広報内容を提案すること。

- ・具体的には、ロゴ制作・大学への案内、SNS広告、Web広告、経済団体を通じた企業への周知など、多角的な手段を講じること。

- ・観覧申込フォームの作成、観覧申込者の管理は受託者が行い、申込状況を適宜県に報告すること。また、観覧申込時に下記(2)交流会の出欠についても、把握できるフォームを作成すること。

⑤その他

- ・出場者が確定した直後に、当該出場者に対し、プレゼンテーションの内容に関する詳細な説明を行う説明会(対面・オンラインどちらでも可)を開催すること。

- ・観覧者にアンケートを実施し、要望・感想を把握するとともに県に報告すること。

(2) 交流会の開催

イベント終了後同日、同会場において、社会人と学生が直接交流できる場を提供し、具体的な企業理解や就職意識の向上、将来の就職先選択のきっかけを創出するとともに、参加企業の若手社員が業種や企業規模を超えて横のつながりを深め、ネットワークを構築することで、モチベーション向上やビジネス機会に繋げることを目的とした交流会の企画、準備、運営を行うこと。

①内容

学生と社会人、社会人同士が双方向で気軽に交流できるような企画とし、形式、進行内容、準備物等を具体的に提案すること。なお、参加者は出場者、観覧者に限る。

②会場

同会場にて実施（詳細は（3）のとおり）。

③交流会参加者の募集

上記（1）④観覧者募集のとおり

④その他

- ・交流会の効果を最大化するための工夫を凝らすこと。
- ・交流会の内容充実のため、参加者から参加費を徴収することも可とする。

(3) 当日運営体制について

- ・イベントの企画、運営、司会進行、会場準備、スタッフの手配、当日受付、参加者の誘導等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・グランプリの景品について、賞状とトロフィーを準備すること。なお、その他景品等については、受託者決定後、県と協議の上決定する。
- ・当日のイベント会場は、交流会ともに松山モノリス（松山市湊町7-7-2）の大ホールとする。（会場は県が確保済み。）なお、交流会開催の際は、交流会の企画内容に合わせて同会場内での舞台転換を行うことも想定すること。
- ・会場本予約の申込手続、使用料の支払、イベント実施に係る会場担当者との打合せ等、会場使用に係る一切の業務については、受託者が実施することとし、経費は委託料に含めて見積もること。
- ・会場等の使用条件を遵守するとともに、参加者のプライバシーや安全、周辺環境への影響等に配慮のうえ、イベントを運営すること。

(4) イベントのアーカイブ配信準備

イベントの様子を撮影・録画し、後日インターネット上でアーカイブ配信できる状態にすること。

①内容

- ・イベント当日の撮影、録画、編集、配信プラットフォームへのアップロード、配信設定など、アーカイブ配信に必要な一切の業務を行うこと。また、イベント実施後に、PR用の動画を編集・制作すること。
- ・アーカイブ配信の準備にあたっては、高画質・高音質での記録に努め、視聴者がストレスなく視聴できる品質を確保すること。

②その他

- ・著作権、肖像権等に関わる一切の権利処理を受託者の責任と負担で行うこと。
- ・配信期間やプラットフォームについては、愛媛県と協議の上、決定すること。

6 目標KPI

観覧者目標： 学生、県内企業関係者合わせて 100 名。ただし、学生は 50 名以上の参加を目指すこと。

観覧者アンケート結果： イベントの満足度、愛媛で働くことの魅力度向上について、ポジティブな回答が 90%以上

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ 1 名ずつ選任し、発注者へ報告すること。
なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 発注者からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 発注者は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。

- (2) 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ発注者に対し、再委託先ごとの業務内容、再委託先の名称、代表者氏名、業務実施体制、責任者及びその他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、発注者に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

10 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
 - ① イベントの実施報告書
 - ② 観覧者アンケート結果報告書
 - ③ イベントのアーカイブ用映像データ（編集済）
 - ④ 広報活動実績報告書
 - ⑤ その他、愛媛県が指定する資料
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

11 その他留意事項

- (1) 善管注意義務
事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 関係法令の遵守
受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 特許権等
本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含む

こととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(4) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利をいう。）については、発注者に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

ウ 発注者が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(6) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(7) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(8) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間、保管しなければならない。

(9) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた

場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(10) 委託料の返還等

ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(11) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と発注者が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、発注者の指示によるものとする。